

# 青森県報

第三千二百八十二号

平成二十二年  
八月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……一

### 公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(原子力安全対策課) ……一  
右 同……………( 同 ) ……二

### 出先機関

道路の位置の指定……………(下北地域民局) ……二

## 告示

青森県告示第五百七十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

## 公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
- 低線量率計 十式
- 高線量率計 五式

変更前		変更後		区分	
株式会社 ハートビ クス	一般社団 体の 法人 の 森 木	株式会社 ハートビ クス	一般社団 体の 法人 の 森 木	指定障害福祉サービス	名称
青森市中央 一丁目二七 の五	十和田市大 字相坂七 四七の高 八	青森市中央 一丁目二七 の五	十和田市大 字相坂七 四七の高 八	障害福祉 サービスの 種類	主たる事務 所の所在地
居宅介護 支援訪問 介護	就労継続 支援A型 就労継続 支援B型	居宅介護 支援訪問 介護	就労継続 支援A型 就労継続 支援B型	障害福祉 サービス事業 を行う事業所	名称
株式会社 ハートビ クス	一般社団 体の 法人 の 森 木	株式会社 ハートビ クス	一般社団 体の 法人 の 森 木	障害福祉 サービス事業 を行う事業所	名称
青森市東 道三丁目 六	十和田市大 字相坂七 四七の高 八	青森市中央 一丁目二七 の五	十和田市大 字相坂七 四七の高 八	障害福祉 サービス事業 を行う事業所	所在地
三・七 一	平成 三・四 六	三・七 一	平成 三・四 六	障害福祉 サービス事業 を行う事業所	年月日 変更

中性子線量率計 五式

ガンマ線スペクトル解析装置 二式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県原子力センター総務担当

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十二年七月七日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社千代田テクノル青森営業所

上北郡六ヶ所村大字尾駁字弥栄平一の八六

七 落札金額

一億三百七十四万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能が満たされていると判断した仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十二年五月二十六日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

空气中放射性物質測定器 六式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県原子力センター総務担当

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十二年七月七日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社千代田テクノル青森営業所

上北郡六ヶ所村大字尾駁字弥栄平一の八六

七 落札金額

九千二百九十二万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能が満たされていると判断した仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十二年五月二十六日

出 先 機 関

下北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月三十日

下北地域県民局長 佐藤 仁

むつ市新町六八九の一	位 置
一・二五・三三メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
平成 三・八・六	年指 月日 定

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭